

申請

該当者には申請書を送付します。必要事項を記入して町民福祉課に申請してください。
 ※施設に入所されている方や、基準日前1年以上引き続いて医療機関に入院、又は短期入所サービスを利用されている方は対象となりません。

期間

12月1日(土日、祝日の場合は翌平日)～12月中旬まで

申請場所

町民福祉課、宮川総合支所、各出張所

支給額

身体障がい者の障がいの程度	1級	10,000円/年
	2級	5,000円/年
知的障がい者の障がいの程度	A1	10,000円/年
	A2	5,000円/年
要介護状態区分	要介護5	10,000円/年

※生活保護を受けている場合は、1世帯当たり8,000円を超えて支給することができません。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

障がい福祉サービス

身体、知的、又は精神に障がいがある18歳未満のお子さんに対し、障がい福祉サービスの支給を行なっています。事業者との契約により次のようなサービスを受けることができます。利用の希望がある場合は、事前にご相談ください。(サービスの内容によっては、町外でサービスを利用することになります。)

・放課後等デイサービス

デイサービス事業所に通い、機能訓練や集団生活への適応訓練等を受けることができます。

・短期入所(ショートステイ)

介護者の休息のため、又は介護者の病気等の場合、短期間施設へ入所することができます。

・児童発達支援

主に未就学の障がい児に対して、事業者に通い基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を受けることができます。

・保育所等訪問支援事業

事業者が保育所などに訪問し集団生活への適応のための専門的な支援やその他支援が受けられます。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783